

# わくわく子育て定期

1. 対象商品	●自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞
2. ご利用いただける方	●高校生以下のお子さんがある保護者（個人）の方で、かつ、組合員または組合員資格を有する方 （ただし、対象となるお子さんが高校3年生の場合、お申込みができるのはその年の9月30日までとなります。）
3. お預入金額	●10万円以上 500万円以内
4. お預入期間	●1年（自動継続扱い）
5. 利息 （1）適用金利  （2）計算方法  （3）金利情報の入手方法	<p>①店頭表示金利+0.1% ⇒上記金利の適用は初回満期日までとなり、満期日以降はその時点での店頭表示金利が適用されます。</p> <p>②「すくすく子育て積金」の契約給付金の全額を預入する場合は店頭表示金利+0.15% ⇒上記金利の適用は初回満期日までとなり、満期日以降はその時点での店頭表示金利が適用されます。</p> <p>●金利情勢の大幅な変化がある場合は取扱いを中止又は上乗せ金利の適用金利を見直す場合があります。</p> <p>●お利息は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行い、満期日以降に一括してお支払します。</p> <p>●窓口でお問い合わせ頂くか、インターネットのホームページをご覧ください。</p>
6. 税金	●お利息は源泉分離課税となり20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
7. 中途解約時の取扱	●原則として中途解約できません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、当組合所定の中途解約利率に準じたお利息をお支払いします。
8. 確認書類	●本人確認書類、お子さんの本人確認書類
9. 確認方法及び確認項目	●契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類と当組合所定の「申告シート」の提出を受け、本人確認書類と照合のうえ対象となるお子さんの生年月日を確認するものとします。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>●<b>苦情処理措置</b></p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p>

	<p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://yamachuu-ca.co.jp/">http://yamachuu-ca.co.jp/</a></p> <p><b>●紛争解決措置</b></p> <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b>      受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）      受付時間：午前9時～午後5時      電話：03-3567-2456      住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1      （全国信用組合会館内）</p>
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マル優の取扱いができます。</li> <li>●証書式及び通帳式でのお申込みができます。</li> <li>●総合口座の担保とすることができます。ただし、貸越利率は担保定期預金の上乗せ後の金利に0.5%上乗せした金利が適用されます。</li> <li>●満期日以降の利息は解約日における普通預金金利により計算します。</li> <li>●ATMでの預入はできません。</li> </ul>
12. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一世帯で高校生以下のお子さんの人数分までお申し込みする事ができます。</li> <li>●預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>

平成29年4月1日現在